セーフティネット保証5号の指定業種を公表します(平成29年度第3四半期分)

平成29年9月20日

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、平成29年度第3四半期の指定業種を公表します。

概要

平成29年10月1日から平成29年12月31日までのセーフティネット保証5号(以下の別紙1をご覧ください)の対象業種については、別紙の業種(以下の別紙2をご覧ください)を指定することとします。

参考資料

別紙1：セーフティネット保証5号の概要(PDF形式：138KB)

別紙2：セーフティネット保証5号の指定業種(平成29年10月1日～平成29年12月31日)(PDF形式：167KB)

(本発表のお問い合わせ先)
中小企業庁事業環境部金融課長　小林
担当者：松原、大澤
電話：03-3501-1511(内線5271～5)
　　03-3501-2876(直通)
FAX：03-3501-6861

中小企業庁
〒100-8912　東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-1511(代表)

Copyright　2005,The Small and Medium Enterprise Agency,All Rights Reserved.